

大村市スケートボード禁止条例案に関する公益的・社会文化的考察 — 公共空間における文化的表現活動と地方都市の若者の権利の視座から

令和7年(2025)1月18日

公益論士 神 葵

はじめに

2025年3月21日、大村市議会において、スケートボードの特定区域内での走行等を禁止する条例案が全会一致により可決された。

本条例は、地域の生活環境の保全と公共の安全確保を主たる目的としつつ、スケートボードという若年層を中心とした文化的表現活動との関係性を内包するものであると考える。

とりわけ、地方都市における若者の文化的権利保障という視点は、近年、公共政策上の重要なテーマとなっている。

本稿は、条例の公益的意義とともに、社会文化的側面、ならびに地方都市における若年層の文化的活動権の観点を取り込み、中立的視座より論考を試みるものである。

筆者としては、市民の往来・滞在が比較的高い空間におけるスケートボード等の無秩序な利用が公共安全や生活環境に悪影響を与えることを認識しており、こうした空間への規制措置自体には、公序良俗の観点からは一定の意義があると考えている。

1. 条例制定の背景と公益的意義

本条例制定の背景には、大村市中央商店街及びJR新大村駅自由通路等におけるスケートボードの走行行為による騒音、通行者の安全上の危険性、ならびに景観への影響が挙げられる。

これらは都市の公共空間の静穏秩序維持に直結する問題であり、地域住民の生活環境の質(Quality of Life)や都市公共性(Urban Publicness)の観点から、条例による規制措置は一定の公益的意義を有する。

筆者もまた、公共性の高い空間における無秩序な走行行為は抑制されるべきとの立場を基本として支持するものである。

2. 対象範囲の限定性と規範の明確性

本条例は「スケートボード」を名指して規制対象としている。

しかしながら、現実にはエスボード、リップスティック、ジェイボード、ブレイブボード、キャスターボード等、いわゆる「二輪型あるいは多輪型の車輪付き遊具」が公共空間で幅広く使用されており、これらも類似の騒音・安全上の課題を生じさせている場合がある。規範としての明確性(Legal Clarity)の観点からは、条例の適用対象の具体的範囲について利用者・市民に対する十分な説明と周知が不可欠である。

規制の一過性・恣意性や過剰適用を避け、公共空間における活動自由の保障との均衡を図るためにも、適用範囲の明確化と実務運用上の透明性確保が求められる。

3. スケートボード文化と地方都市公共空間

他方、スケートボードおよびこれら関連遊具は、単なる遊戯・移動手段を超えて、若年層にとっては身体性を伴う文化的表現活動であり、自己形成や社会的関係性構築の媒介ともなっていると推察する。

とりわけ、地方都市においては都市中心部の公共空間がこうした文化的活動の希少な舞台装置となる場合が多く、規制措置はその文化的多様性に一定の制約を与える性質をもつ。公共空間の社会的多義性(multi-functionality)に配慮しつつ、秩序維持と文化的活動保障との均衡的政策形成が求められる。

4. 地方都市における若者の文化的権利保障

国際社会においては、文化的権利保障の重要性が一貫して確認・尊重されている。

ユネスコ総会は「世界人権宣言」および1966年の「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」などに明示される人権と基本的自由の完全実現に専心しており、ユネスコ憲章前文でも「文化の広い普及と正義、自由、平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果たさなければならない神聖な義務である」(仮訳)と謳われている。

地方都市は、都市的多様性や文化的インフラが相対的に乏しい環境にあり、若年層の文化的表現や社会的自己実現の場に限られる状況が存在する。

筆者自身も、ちょうど大村市議会においてスケートボードに関する議論や話題が取り沙汰されていた時期、市内の中央商店街(アーケード)にて、偶然見かけたスケートボードをしていた若者たちに軽く注意をしつつ声をかけ、意見を聞いた経験がある。

その際、ひとりの若者は「滑る場所が少ない」「無料スケートボード場にいる人たちと関係が悪く入りにくい」と率直な意見を述べた。

こうした状況は、単なる設備の有無や条例施行だけでは解決し得ない、文化的・社会的な背景や人間関係的な障壁が公共空間利用の現実に影響していることを示唆している。

公共空間利用に関しては単なる規制的視点ではなく、代替的文化空間の整備や教育的介入の併用が不可欠である。さらに「場」の運営やコミュニティ形成を支援するソーシャル・サポートも求められる。

本条例においては、県内最大級の無料スケートボード場の利用促進が推奨され、安全対策課による学校教育でのマナー教育等も進められており、こうした配慮は文化的権利保障との調和を図る一方策として評価しうる。

ただし、より包括的な「場づくり」政策の充実が今後望まれる。

5. 今後の課題と展望

今後の課題としては、法規制の実効性担保とともに、規範適用対象の明確性・透明性を高めることが求められる。

加えて、代替文化空間の利用実態のモニタリング、若年層の文化活動に対する社会的理解の涵養、公共空間の多義性に対する寛容性、そして公共空間利用に関する合意形成型の政策運営が重要となる。

若者の文化的権利保障と地域公益との均衡が、社会全体の包摂性向上 (social inclusion) にも資するであろう。

6. おわりに

本条例は、地域社会における生活環境と安全の維持という公益的意義を有する一方、若者層にとっての文化的表現の場を制限しうる性質も併せ持つ。

筆者としては、市民の往来・滞在が多い公共空間におけるスケートボード等の規制措置は、公共性を維持するうえで有効かつ有用であると評価するが、同時に文化的権利の観点からは、代替的な文化空間の整備と教育的支援、社会的包摂に配慮した政策展開が不可欠である。

条例運用の実態に対する市民参加と政策評価の深化を通じて、地域社会の成熟と公共空間の包摂性向上につながる取組が進展することを期待したい。

参考文献

ユネスコ(2001)「文化的多様性に関する世界宣言」

国際連合(1948)『世界人権宣言』

国際連合(1966)『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』